

暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

第二十四章 中小企業

第二十四・一条 情報共有

- 1 各締約国は、この協定に関する次の事項を含む情報を有する自国のウェブサイトであって公にアクセス可能なものを開設し、又は維持する。
 - (a) この協定の本文（全ての附属書、関税率表及び品目別原産地規則を含む。）
 - (b) この協定の概要
 - (c) 次の事項を含む中小企業のための情報
 - (i) 当該各締約国が中小企業に関連すると考えるこの協定の規定の説明
 - (ii) この協定によって与えられる機会から利益を得ることに関心を有する中小企業にとって有用であると当該各締約国が考える追加的な情報
- 2 各締約国は、自国のウェブサイトには次のウェブサイトへのリンクを含める。
 - (a) 他の締約国の同様のウェブサイト
 - (b) 当該各締約国の政府機関その他適当な団体のウェブサイトであって、自国の領域において貿易、投資

暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

又はビジネスを行うことに関心を有する者にとって有用であると当該各締約国が考える情報を提供するもの

3 2 (b)に規定する情報には、各締約国の法令に従うことを条件として、次の事項を含めることができる。

各締約国は、可能な場合には、当該事項を英語により入手可能なものにするよう努める。

- (a) 税関に関する規則及び手続
 - (b) 知的財産権に関する規則及び手続
 - (c) 輸入及び輸出に関する強制規格、任意規格及び衛生植物検疫措置
 - (d) 外国投資に関する規則
 - (e) 企業の登記に関する手続
 - (f) 雇用に関する規則
 - (g) 課税に関する情報
- 4 各締約国は、1及び2に規定するウェブサイトの情報及びリンクが最新かつ正確であることを確保するため、当該情報及びリンクを定期的に見直す。

暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

第二十四・二条 中小企業に関する小委員会

- 1 締約国は、ここに各締約国の政府の代表者から成る中小企業に関する小委員会（以下この条において「中小企業小委員会」という。）を設置する。
- 2 中小企業小委員会は、次のことを行う。
 - (a) 締約国の中小企業がこの協定による商業上の機会を利用することを支援する方法を特定すること。
 - (b) 特に研修計画、貿易に関する教育、貿易金融、他の締約国における取引相手の特定及びビジネスに関する適切な資格の取得について、中小企業の輸出者を支持し、及び支援するため、各締約国の経験及び最良の慣行に関する情報を交換し、並びにそれらを討議すること。
 - (c) この協定により中小企業が得ることができる利益につき中小企業に情報を提供するためのセミナー、研究集会その他の活動を発展させ、及び促進すること。
 - (d) 締約国が中小企業の輸出に関する相談、支援及び研修計画を発展させ、及び強化することを支援するための能力開発の機会を探索すること。
 - (e) 前条（情報共有）に規定するウェブサイト締約国が含まれることができる追加的な情報を勧告すること。

暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

- 3
- と。
- (f) 作業計画の重複を避け、並びにこの協定によって与えられる貿易及び投資の機会に関与する中小企業
の能力を向上させるための適当な協力の機会を特定するため、中小企業小委員会の作業計画を検討し、
並びにこの協定に基づいて設置される他の小委員会、作業部会その他の補助機関及び他の関連する国際
機関の作業計画と調整すること。
 - (g) 中小企業が世界的なサプライチェーンに効果的に参加し、及び統合されることを支援するための計画
の策定を容易にすること。
 - (h) 中小企業に関連するこの協定の実施の監視を支援するため、情報を交換すること。
 - (i) 委員会に対し、中小企業小委員会の活動に関する報告書を定期的に提出し、及び適当な勧告を行うこ
と。
 - (j) 中小企業小委員会が決定する中小企業に関するその他の事項（この協定から利益を得る中小企業の能
力に関して中小企業が提起する問題を含む。）を検討すること。
- 中小企業小委員会は、この協定の効力発生の日から一年以内に会合し、その後は必要に応じて会合す

暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

る。

4 中小企業小委員会は、その計画及び活動を実施するに当たり、適当な専門家及び国際的な援助機関との協力を求めることができる。

第二十四・三条 紛争解決の不適用

いずれの締約国も、この章の規定の下で生ずる事項について、第二十八章（紛争解決）の規定による紛争解決を求めてはならない。